

# メディア・SNSを活用したフィールドパビリオン魅力発信業務委託 仕様書

## 1 委託業務名

メディア・SNSを活用したフィールドパビリオン魅力発信業務

## 2 業務目的

国内外の旅行検討層に、ひょうごフィールドパビリオン（以下、FP という）の認知向上及び兵庫県への誘客を喚起させることを目的に、メディアやインフルエンサーを対象としたFAM ツアーを実施する。

## 3 事業期間

委託契約締結の日から令和6年3月31日まで

## 4 業務内容

海外メディアを対象としたFAM ツアーと、インフルエンサーを対象としたFAM ツアーを実施すること

### (1) メディア向けFAM ツアーの実施

#### ① 対象国・地域

海外4カ国・地域以上の有力メディアとタイアップの上、メディアFAM ツアーを実施すること。

想定国・地域：米国、フランス、豪州、台湾 or 香港

#### ② 現地メディアの選定

各国・地域で旅行検討層への訴求力が強く、かつ他メディアへの波及効果のあるメディア（旅行雑誌や新聞、WEBメディア等）を県と協議の上、各国・地域1つずつ選定すること。

なお、選定にあたっては、メディアの具体的な特徴や強み、読者層、発行部数・PV数、他媒体への影響力等を考慮し提案することとする。

※メディア媒体に、SNSは含まない。

※選定にあたり、各国・地域市場の旅行検討層にFPの魅力が刺さり、

兵庫県への誘客に繋がることが期待されるメディア媒体を選定すること。

#### ③ FAM ツアーの企画・運営

##### ア 実施期間・回数

- ・令和6年2～3月に1泊2日ツアーを1回

##### イ 被招請者

- ・上記①で選定したメディアに記事を掲載できる在日ライター4名（各国・地域1名）
- ・原則、ライターは日本在住とすること。
- ・執筆実績が豊富で各国・地域の旅行検討層に刺さるような内容で記事制作できるライターが望ましい。
- ・ライター1名につき、カメラマン1名の同行まで可とし、本業務費に含むものとする。

##### ウ 行程

- ・ひょうごフィールドパビリオン認定プログラムを回る行程とする。
- ・被招請者の意向も確認しながら、県と協議の上、行程を確定する。

## エ 移動手段

- ・県内の移動は、原則として、貸切車（貸切バス、ジャンボタクシー等）を利用する。
- ・被招請者の自宅とツアー発着場所（兵庫県内）の交通費も本業務費に含むものとする。

## オ 訪問先、宿泊、飲食等の手配・予約

- ・訪問先との調整、予約を行い、被招請者の体験料金は本業務費に含むものとする。
- ・1室1名で利用することを基本とするが、温泉付和室宿泊施設等では1室2名も可能とする。
- ・食事は、必要に応じて、1日3回分（朝、昼、夕の3食）を提供すること。
- ・ツアーに際して、万博推進課職員も数名同行するので、その分の予約（体験、宿泊、飲食）も被招請者と同様に行うこと。なお当該職員参加に係る費用は本業務費に含まない。

## カ 通訳者

- ・被招請者は日本在住であるため、通訳は必要ないことを前提としているが、必要に応じて、万博推進課で英語対応が可能な職員1名が同行する。
- ・その他の言語通訳が必要になる場合は、適宜通訳を手配すること。

## キ アンケート

- ・被招請者を対象としたアンケートを作成すること。
- ・アンケートの翻訳・実施・集計・分析・報告をすること。

## ク FAM ツアーの行程冊子、パンフレット等

- ・FAM ツアーの行程や訪問先の情報など必要な事項を整理し、被招請者に情報提供すること。

## ケ 参加者の安全確保

- ・訪問先との事前打ち合わせや現地確認を行い、プログラムの内容、活動の場所、ルート of 安全対策を確認するなど、参加者及び関係者の安全確保を行うこと。
- ・参加者への食物アレルギー事前調査を行うなど、食の安全確保に対応すること。

## コ その他

- ・FAM ツアー中、ツアーの様子や訪問先の画像を被招請者の Instagram や Facebook で可能な範囲で投稿すること。
- ・その際、当課 Instagram アカウントのタグ付けやメンションを入れることが望ましい。

※IG アカウント [https://www.instagram.com/hyogo\\_field\\_pavilion\\_en/](https://www.instagram.com/hyogo_field_pavilion_en/)

## ④ 記事の制作・掲載

- ・FAM ツアーを踏まえた記事の掲載・執筆を1メディア1本以上行うこと。
- ・読者が旅行を具体的に検討しやすいように、記事内に訪問プログラムの名称や Web サイトの URL など必要な情報を掲載させること。
- ・掲載前に、発注者（兵庫県万博推進課）による内容の正誤確認を受けること。
- ・記事中に FP 専用 WEB サイトや Instagram（英語アカウント）のリンクや QR コードを掲載すること。

※FP 専用 WEB サイト <https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>

## (2) インフルエンサー向け FAM ツアーの実施

### ① 対象国・地域

日本在住の旅行・観光系のインフルエンサー4名を招請した FAM ツアーを実施すること。

インフルエンサー出身国（想定）：日本2人、  
アジア（東アジア又は東南アジア）2人

### ② インフルエンサーの選定

- ・日本在住で旅行や観光に関する SNS 投稿を行い、国内外に発信しているインフルエンサーを4名選定すること。選定にあたっては、各インフルエンサーの影響力が強い国・地域への発信を考慮すること。
- ・当課で発信している SNS との連携を図るため、Instagram 投稿をしているインフルエンサーが望ましい。
- ・各インフルエンサーの母国圏の方々に FP の魅力が刺さり、兵庫県への誘客に繋がることが期待されることが望ましい。

### ③ FAM ツアーの企画・運営

#### ア 実施期間・回数

- ・令和6年2～3月に1泊2日ツアーを1回

#### イ 被招請者

- ・上記①で選定したインフルエンサー4名
- ・原則、インフルエンサーは日本在住とすること。
- ・インフルエンサー1名につき、カメラマン1名の同行まで可とし、本業務費に含むものとする。

#### ウ 行程

- ・ひょうごフィールドパビリオン認定プログラムを回る行程とする。
- ・被招請者の意向も確認しながら、県と協議の上、決定すること。

#### エ 移動手段

- ・県内の移動は、貸切車（貸切バス、ジャンボタクシー等）を利用すること。
- ・被招請者の自宅とツアー発着場所（兵庫県内）の交通費も本業務費に含むものとする。

#### オ 訪問先、宿泊、飲食等の手配・予約

- ・訪問先との調整、予約を行い、被招請者の体験料金は本業務費に含むものとする。
- ・1室1名で利用することを基本とするが、温泉付和室宿泊施設等では1室2名も可能とする。
- ・食事は、必要に応じて、1日3回分（朝、昼、夕の3食）を提供すること。
- ・ツアーに際して、万博推進課職員も数名同行するので、その分の予約（体験、宿泊、飲食）も被招請者と同様に行うこと。なお当課職員参加に係る費用は本業務費に含まない。

#### カ 通訳者、添乗員

- ・被招請者は日本在住であるため、通訳は必要ないことを前提としているが、必要に応じて、万博推進課で英語対応が可能な職員1名が同行する。
- ・その他の言語通訳が必要になる場合は、適宜通訳を手配すること。

#### キ アンケート

- ・被招請者を対象としたアンケートを作成すること。
- ・アンケートの翻訳・実施・集計・分析・報告をすること。

#### ク FAM ツアーの行程冊子、パンフレット等

- ・FAM ツアーの行程や訪問先の情報など必要な事項を整理し、被招請者に情報提供

すること。

#### ケ 参加者の安全確保

- ・訪問先との事前打ち合わせや現地確認を行い、プログラムの内容、活動の場所、ルート of 安全対策を確認するなど、参加者及び関係者の安全確保を行うこと。
- ・参加者への食物アレルギー事前調査を行うなど、食の安全確保に対応すること。

#### ④ SNS 投稿の実施

- ・ FAM ツアーを踏まえた内容の投稿を行うこと。
- ・読者が旅行を具体的に検討しやすいように、投稿内に訪問プログラムの名称や Web サイトの URL など必要な情報を掲載すること。
- ・インフルエンサーが Instagram 投稿をする際、当課 Instagram アカウントのタグ付けやメンションを入れたり、当課アカウントと共同投稿を行うなど、フィールドパビリオンへの誘客に繋がるよう配慮すること。  
※IG アカウント [https://www.instagram.com/hyogo\\_field\\_pavilion\\_en/](https://www.instagram.com/hyogo_field_pavilion_en/)
- ・ツアー終了後、後日 SNS に投稿する場合は、その実施時期を定めて、実施に当たり調整や報告を行うこと。
- ・1 コンテンツにつき、1 投稿以上行うこと。
- ・1 ツアーにつき、総集編として1 投稿以上を行うこと。

#### (3) 結果報告

本業務終了後、(1)(2)業務の結果として、下記内容を記載した報告書を当課宛てに令和6年3月31日までに提出すること。

- ① 被招請者の情報
- ② 招請ツアーコースの概要
- ③ 招請中の記録
- ④ 業務の履行状況が確認できる写真等
- ⑤ 情報発信した記事及び SNS 投稿（外国語の場合はその日本語訳）
- ⑥ 記事及び SNS 投稿の効果
- ⑦ 被招請者へのアンケートの分析結果

#### 5 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・催行にあたっては、訪問先やメニュー等、FAM ツアー内容に精通したスタッフを乗車させ、適宜ツアー参加者への説明等を行うこと。
- ・参加者等からのクレームについては、誠意ある対応をとり、その対応の経過を速やかに県に報告すること。
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

#### 6 支払条件等

- ・県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- ・精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

## 7 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の関係する法令を遵守すること。

### (2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

### (3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (4) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 8 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について兵庫県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までに兵庫県に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、業務報告書を作成し、兵庫県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を兵庫県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を兵庫県に提出し、兵庫県の書面による承認を得た場合は、兵庫県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は兵庫県に対し全ての責任を負うものとする。

- (5) この業務で得られた著作物等の成果等については、兵庫県に帰属するものであること。
- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。